

鳥羽市福祉医療費補助金申請事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）及び鳥羽市福祉医療費助成に関する条例施行規則（平成13年規則第7号。）に規定する福祉医療費の助成に係る補助金（以下「補助金」という。）を県へ申請する際に必要な事務手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 補助金の申請は、毎年5月末日までに福祉医療費補助金交付要領（以下「県要領」という。）第7条に規定する医療費補助金交付申請書に必要な書類を添付して県へ提出しなければならない。

2 補助金の申請に際し、県の補助対象とならない次に掲げる者への医療費助成については、前項の申請書に記載しないものとする。

(1) 障がい者医療費補助金

ア 条例第2条第1項第2号に規定する知的障害者のうち知能指数が36以上50以下の者

イ 条例第2条第1項第2号に規定する精神障害者のうち障害の等級が2級の者

(2) 子ども医療費補助金

ア 条例第2条第1項第5号に規定する子どものうち12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり、かつ、子どもの保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定により定める額以上の者

イ 条例第2条第1項第5号に規定する子どものうち12歳に達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども

3 前項第2号アに掲げる子どもに係る申請事務において、必要な所得を確認するにあたり、転入等により本市で所得の確認が行えない者については、子どもの保護者に所得証明等の提出を求め、必要な所得を確認するものとする。

4 条例第6条に規定する福祉医療費証明書料は、市から県内の医療機関に直接、支払われることからその内容を精査し、第2項に掲げる者の福祉医療費証明書料は、第1項の申請書に記載しないものとする。

(変更申請)

第3条 補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、県要領第8条に規定する福祉医療費補助金変更交付申請書に必要な書類を添付し、県へ提出しなければならない。

2 前項に掲げる変更交付申請書を提出するときには、第2条第2項に掲げる者の医療費(福祉医療費証明書料を含む。以下同じ。)について、記載しないものとする。

(事業実施状況報告書)

第4条 市は、基準日までの医療費助成状況について、県要領第11条に規定する医療費助成状況報告書に必要な書類を添付し、次に掲げる基準日の翌月15日までに県へ提出しなければならない。

(1) 第1回基準日 7月31日

(2) 第2回基準日 11月30日

2 前項に掲げる報告書を提出するときには、第2条第2項に掲げる者の医療費について記載しないものとする。

(実績報告)

第5条 市は、医療費の助成を完了したときは、交付決定通知のあった年度の翌年度の4月末日までに県要領第12条に規定する医療費補助金実績報告書に必要な書類を添付し、県へ提出しなければならない。

2 前項に掲げる報告書を提出するときには、第2条第2項に掲げる者の医療費について記載しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規定は、平成 28 年度以後の申請事務について適用し、平成 27 年度以前の申請事務については、なお従前のおりとする。